

○国土交通省告示第五百十八号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第一号の規定に基づき、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。

一 次に掲げる建築材料

イ 合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二二三十三号）に規定する普通合板、コンクリート型枠用合板、構造用合板、化粧ばり構造用合板、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する材料を使用していないことを認めたものを除く。）

ロ 木質系フローリング（一枚のひき板（これを縦継ぎしたものを含む。）を基材とした構成層が一のもの並びにフローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第七十三号）に規定するフローリングの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに接着剤及び塗料等を使用していないもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと、ホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないことを認めたものを除く。）

改正前

建築基準法施行令第二十条の七第一項第一号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。

一 次に掲げる建築材料

イ 合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二二三十三号）に規定する普通合板、コンクリート型枠用合板、構造用合板、化粧ばり構造用合板、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する材料を使用していないことを認めたものを除く。）

ロ 木質系フローリング（一枚のひき板（これを縦継ぎしたものを含む。）を基材とした構成層が一のもの並びにフローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第七十三号）に規定するフローリングの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに接着剤及び塗料等を使用していないもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと、ホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないことを認めたものを除く。）

ハ 構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認証機関又は登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたものを除く。）

ニ 集成材（集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認証機関又は登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたものを除く。）

ホ 単板積層材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(1) 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する造作用単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認証機関又は登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認めたもの

(2) 単板積層材の日本農林規格に規定する構造用単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認証機関又は登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの

ヘ・ト（略）

チ 木材のひき板、単板又は小片その他これらに類するものをユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用した接着剤により面的に接着

ハ 構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認証機関又は登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたものを除く。）

ニ 集成材（集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認証機関又は登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたものを除く。）

ホ 単板積層材（次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(1) 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する造作用単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認証機関又は登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認めたもの

(2) 単板積層材の日本農林規格に規定する構造用単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆の規格に適合するもの並びに登録認証機関又は登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの

ヘ・ト（略）

チ 木材のひき板、単板又は小片その他これらに類するものをユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用した接着剤により面的に接着

し、板状に成型したものの（イからトまでに掲げる建築材料（括弧内に掲げるものを含む。）並びに直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する直交集成板の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆及びF☆☆☆の規格に適合するもの又は登録認証機関若しくは登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと若しくはホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認められたものを除く。）

二
リゝカ （略）

し、板状に成型したものの（イからトまでに掲げる建築材料（括弧内に掲げるものを含む。）並びに直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する直交集成板の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆及びF☆☆☆の規格に適合するもの又は登録認証機関若しくは登録外国認証機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと若しくはホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認められたものを除く。）

二
リゝカ （略）

附 則

この告示は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。